平成２４年（フ）第１１７９号
広島市東区戸坂桜東町11番22号、申立時の住所広島市東区戸坂大上４丁目16番28―401号
債務者　赤木　敏男
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４２号
広島市西区己斐上３丁目１番24号、申立時の住所広島市安佐北区口田南７丁目26番５―１号
債務者　平川　隆行
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０２号
広島県廿日市市阿品台西２番36―504号
債務者　林　ミドリ（旧姓石路）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大畠　礼香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９８６号
大阪市中央区島之内２丁目17番22号　サンプラザ126島之内301号
債務者　Ｋａｎａｅ☆ｔｅこと　村岡まり子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１６号
大阪府交野市幾野１丁目39番３号
債務者　川畠　正博
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４９号
大阪府大東市灰塚１丁目10番45号
債務者　羽田眞知子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　充博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１０号
大阪府箕面市西小路２丁目５番16号
債務者　西川　健二
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原謙太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９号
滋賀県守山市浮気町中の町300番15号　グランドメゾン守山４号棟131号田中誠方、住民票上の住所滋賀県野洲市近江富士４丁目５番15号
債務者　福島　謙次
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富塚　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９４号
兵庫県姫路市飾東町豊国990番地２
債務者　近田　彰史
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４８７号
岡山市南区藤田1046番地３
債務者　田中　律雄
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　演甫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９８号
岡山市南区新保504番地１、旧住所岡山市南区新保507番地18
債務者　景山　芳久
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　藍良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７０号
岡山市南区洲崎２丁目14番６号
債務者　岩田　成樹
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　秀介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８４号
岡山市北区南方５―４―２コープ野村運動公園601号室、住民票上の住所岡山市南区浜野２丁目５番10号
債務者　御船　　功
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８８号
山梨県南巨摩郡早川町保56番地
債務者　高橋　浩信
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
神戸市西区竜が岡２丁目７番地の８　竜ハイツ102号
債務者　篠原　正純
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０１号
山形市青田１丁目７番18号　ダイヤモンドメゾン青田201号
債務者　原田　裕一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０２号
山形県上山市高松308番地１、前住所神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目28番８号　富見荘201号室
債務者　長澤　　隆
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
山形地方裁判所民事部